

広島県教育委員会教育長訓令第一号

学校以外の教育機関

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年二月十九日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する訓令（昭和四十年広島県教育委員会教育長訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「月曜日」の下に「（祝日法による休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日。以下同じ。）を加え、同条第二項及び第三項を削る。」

第七条第一項中「次の各号に定めるところにより、あらかじめ館長が職員ごとに割り振るものとする」を「午前八時三十分から午後五時十五分までとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間のうち、午後零時から午後一時までの間は、休憩時間とする。

第七条第一項各号を削り、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成三十年四月一日から施行する。